

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の一部改正について

1 改正の趣旨

申請の方法に郵送を追加したことに伴い、書類の送付方法等を明記するなど、所要の改正を行うこととしました。

併せて、申請の利便性向上を図るため、省略できる書類の対象を拡大しました。

2 改正内容

(1) 申請の方法に郵送を追加したことに伴い、以下のとおり規定しました。

ア 郵送方法：書留又はレターパックプラス（520 円の赤色封筒のもの。）

イ 予約方法：郵送による申請の場合、事前の連絡や予約は不要

ウ 提出方法：添付書類も含め全ての必要書類の左側に 2 穴を開け、とじひも等とじる

エ 収入証紙：郵送による申請の場合、同封ではなく、申請書の所定欄に貼付する

(2) 利便性向上を図るため、次のとおり、省略できる書類の対象を拡大しました。

ア 2 以上の申請を同時に行う場合について、省略できる書類に以下の書類を追加しました。ただし、同一の内容の書類を添付すべきときに限ります。

・「様式第 6 号の 2（第 6 面）運搬車両の写真」

・「様式第 6 号の 2（第 8 面）事業の開始に要する資金の総額、調達方法」

・自動車検査証の写し

・自動車の賃貸借契約書の写し又は使用貸借契約書の写し

イ 変更届と同時に更新又は変更許可申請を行う場合について、以下のとおり改めました。

（改正前）

申請書に原本を添付し、変更届には写しを添付する。

（改正後）

申請書に証明書類等を添付することで、変更届への添付を省略できる。

ただし、同一の内容の証明書類等を添付すべきときに限る。

(3) 申請にあたって受講が必要な講習会や修了証の有効期間などについて明確化するため、記載を改めました。

(4) その他所要の改正を行いました。

3 適用期日

令和 3（2021）年 12 月 24 日から適用します。